

静岡県人事委員会は、静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

### 静岡県人事委員会規則17-6

静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する規則（静岡県人事委員会規則17-1）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(任期を定めた採用の公正の確保)	( <u>職員</u> の任期を定めた採用の公正の確保)
<b>第2条</b> (略)	<b>第2条</b> (略)
(辞令書の交付)	(辞令書の交付)
<b>第3条</b> (略)	<b>第3条</b> (略)
(1) 任期付職員(条例第2条各項の規定により任期を定めて採用された職員をいう。以下同じ。)を採用した場合	(1) 任期付職員(条例第2条から第2条の3までの規定により任期を定めて採用された職員をいう。以下同じ。)を採用した場合
(2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)
(育児短時間勤務職員等の給料月額の端数計算)	(育児短時間勤務職員等の給料月額の端数計算)
<b>第5条</b> (略)	<b>第5条</b> (略)
<u>(特定任期付職員業績手当)</u>	
<b>第6条</b> <u>条例第4条第5項の特に顕著な業績を挙げたかどうかは、同条第2項又は第4項の規定により特定任期付職員の給料月額が決定された際に期待された業績に照らして判断するものとする。</u>	
<b>第7条</b> <u>特定任期付職員業績手当は、12月1日(以下「基準日」という。)に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から当該基準日までの間(特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間)にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対し、当該基準日の属する</u>	

月の職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7—104）第15条に規定する期末手当の支給日に支給することができるものとする。

**第8条**（略）

**第9条**（略）

**第10条**（略）

**第6条**（略）

**第7条**（略）

（任期付短時間勤務職員の職務の級の決定の特例）

**第8条** 条例第2条の3第3項の規定により採用された任期付短時間勤務職員の職務の級は、勤務しない時間についての同項各号に掲げる承認を受けている職員の属する職務の級より上位の職務の級に決定することはできない。

**第9条**（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。